

消費者契約法における誤認取消権・情報提供義務

——改正に向けての課題と展望

丸 山 絵美子

一 はじめに

二 EU法における情報義務と合意の瑕疵に関する規定

三 日本の消費者契約法における誤認取消権と情報提供義務

一 はじめに

消費者契約法が二〇〇一年に施行されてから一二年が経過した。消費者契約法の法案に対しては、五年を目途に見直す旨の附帯決議が行われたこともあり、⁽¹⁾ 同法の施行状況の確認や改正にかかわる論点の検討が行われてきた。⁽²⁾ また、同法施行から一〇年目に日本私法学会のシンポジウムにおいて改正を見据えた理論的な検討や議論が行われ、⁽³⁾ 日本弁護士連合会等による改正法案も逐次公表されている。⁽⁴⁾ その一方で、民法（債権法）改正に向けての検討が進展し、あらためて、民法と消費者契約法との関係が問われる契機となった。⁽⁵⁾

筆者は、消費者委員会に設置された「消費者契約法に関する調査作業チーム」において、消費者契約法（以下、「法」と略することがある）の契約締結過程に関する規律のうち、いわゆる誤認類型の検討を主として担当した。⁶⁾ その報告書では、消費者契約法の契約締結過程に関する規律のうち、現在、不実告知（法四条一項一号）、断定的判断の提供（法四条一項二号）、不利益事実の不告知（法四条二項）、そして情報提供努力義務（法三条一項）として規定されている事項を中心に、現行法において合理的な理由なく置かれていた制限的要件や制限的解釈を排し、また、消費者・事業者間の構造的な情報格差などを前提とする立法コンセプトに合致するように取消要件を改正することを提案している。また、情報提供義務を努力義務としてではなく、法的義務として消費者契約法に規定し、その違反について損害賠償責任規定を置くことなども提案している。もともと、法改正を進めるにあたっては、①民法ではなく、消費者契約法において、合意の瑕疵に関する規定の一つとして誤認取消権を設け、また情報（提供）義務を明文化することの必要性・意義はどこにあるか、②消費者契約法における誤認取消権および情報（提供）義務の守備範囲・要件・効果を具体的にどのように設計すべきかについて、理論的に詰めて検討しておく必要がある。

消費者契約法の誤認取消権は、一般的には詐欺取消の要件を緩和したものとして位置づけられ、また錯誤無効との共通性が指摘されている。⁹⁾ 民法改正が議論されている現在、民法における錯誤無効（民法九五条）・詐欺取消（民法九六条）・情報提供義務違反を理由とする損害賠償請求（民法七〇九条）などと対比する形で、消費者契約法において、合意の瑕疵に関する規定の一つとして誤認取消権を設けること、消費者契約において情報（提供）義務を明文化することの意義を、その守備範囲、要件・効果の観点から検討する必要があるのではないか。そして、現行消費者契約法の誤認取消権は、積極的に不実・不適切な情報が提供される「作為型」、重要情報が

提供されない「不作為型」、情報内容・誤認対象が事実である場合の「事実型」、判断である場合の「判断型」を、取消要件を構築する際の基本的な着眼点としている。また、誤認に陥った消費者の過失や信頼の正当性などは直接的な要件として設定していないという特徴がある。⁽¹¹⁾ 比較法的には、合意の瑕疵を理由に契約の効力を否定する取消規定を、前述のような着眼点に基づき制度構築したうえで、独立した消費者契約法典の中に設定している例を確認することができない。その一方で、たとえば、EUにおける消費者保護関連の諸指令は、消費者契約の特定の領域において情報義務に係る法規定の導入を加盟国に要請し、その後、EU法は、より広い取引領域に対して情報義務を規定し、合意の瑕疵に関する規定や契約解釈との接合を図るような法制度設計を示すに至っている。このようなEU法における関連する法制度設計のあり方を参照し、日本における消費者契約法の契約締結過程に關する規律の仕方を相対化することには、あり得る制度設計の選択に際し一定の意義があるう。

そこで、EU法において、情報義務が導入されている取引領域、情報義務の要件・効果、情報義務と合意の瑕疵や契約責任に関する規定との関係づけの特徴を、民事ルールによる消費者契約締結過程の適正化という観点から整理し、法制度設計のあり方に関する一つの参考資料とする。その上で、現行消費者契約法四条一項二項の特徴と議論されている事項を整理し、民法と対比しての規律の存在意義を確認しつつ、法改正の方向性・選択肢を考察することとする。

二 EU法における情報義務と合意の瑕疵に関する規定

1 ヨーロッパ契約法原則、現行欧州共同体契約法原則、共通参照枠草案

まず、EUにおける様々な法統一関連プロジェクトの出発点である「ヨーロッパ契約法原則」(Principles of European Contract Law: PECL)⁽¹³⁾、従来のEU消費者法を取り込んだ「現行欧州共同体契約法原則」(Acquis Group, Principles of the Existing EC Contract Law: ACOPL)⁽¹⁴⁾そして、PECL、ACQPを踏まえた成果である「共通参照枠草案」(Draft Common Frame of Reference: DCFR)⁽¹⁵⁾における情報義務と、関連する合意の瑕疵に関する規定等を確認することしよう。

(1) PECL

いわゆるランドー委員会による作業の成果であるPECLは、消費者保護関連の指令を考慮対象としておらず、消費者契約に特有の規定も、積極的に情報提供する義務を一方当事者に課するような規定も有していない。情報義務と合意の瑕疵に関連する規定としては、まず、欺罔の故意をもって告知し、または開示すべき情報を開示しなかった結果、契約締結に至った場合に、詐欺による取消しを認める規定を挙げることができる(PECL 4:107)。そのコメントおよびノート(イングランド法等に関する)によれば、告知または不開示の対象は事実に関するものであるが、意見を述べる中でその根拠づけとなる事実を知っていることを示唆し、あるいは本心と異なる意見を表示した場合は、事実に関する詐欺となると説明されている⁽¹⁷⁾。次に、本稿の関心からは、錯誤取消し規定が問

題となる（ただし、表示錯誤についての規定は、本稿の関心から扱わないこととする）。PECLは、錯誤取消しの要件として、(i)事実または法律に関する錯誤について、錯誤者が真実を知っていれば契約をしないか本質的に異なる条件でなければ契約を締結せず、相手方もそれを認識し得る場合であるという本質的な(fundamental)事項に関する錯誤であること、(ii)かつ①錯誤が相手方の情報提供により惹起された場合であるか、②相手方による錯誤状態の放置が信義誠実・公正取引に反するか、もしくは③共通錯誤であることを挙げ(PECL 4:103 (1))、(iii)さらに、錯誤が宥恕されない場合や錯誤者によるリスク引き受けがあるような場合、取消はできなくなるとする(PECL 4:103 (2))⁽¹⁸⁾。PECL四・一〇三条のコメントによれば、「本質的な事項に関する錯誤」とは、「当該錯誤がなくとも契約自体は多少異なる条件ではあるが締結していたという「重要(material)事項に関する錯誤」では足りず、錯誤がなければ契約しなかったか、または本質的に異なる内容となっていたことを意味する⁽¹⁹⁾。そして、ノートにおいて、かつてのイングランド・アイルランド法では、不実表示が重要(material)であり、契約を締結する要因の一つであった場合には取消しができるとされていたという説明があるが、PECLは、不実表示取消しに関する規定を有していない。不正確な情報の提供については、当該情報を真実と信じる正当の理由がない者が提供した不正確な情報を、相手方が信頼して契約を締結した場合、その相手方は本質的な錯誤を生じていなくとも、発生した損害について損害賠償請求できる、という規定が設けられている(PECL 4:106)。詐欺に該当しない場合でも、不正確な情報を不注意で与えられ、それを信頼して損害を被った者に、損害賠償による救済を与えるものであるが、過失相殺等も行われ得る⁽²⁰⁾。

(2) ACCQP、DCFR

PECLの制度設計に対し、ACCQPは消費者保護関連の指令も共同体法として考慮の対象としたうえで、契約締結前の情報開示・情報提供義務に関する規定、および消費者契約に特有の情報義務関連規定を設けている。そして、ACCQPは、撤回権が問題となる取引について情報提供義務違反の効果撤回権行使期間の不起算と結びつける効果規定を置くのみならず、情報義務違反について、損害賠償責任、契約上の債務の発生といった効果を定め、さらに錯誤・詐欺といった合意の瑕疵に関する規定との接合も図っている。DCFRはこのACCQPの成果を参照し、その内容を多く部分において踏襲しているので、以下では、DCFRの関連規定について、その制度設計の要点を確認することとする。⁽²⁾

(a) 人的・事物的適用領域と情報義務の対象・内容

DCFRは、まず、物品その他の財産または役務の供給に関する事業者の他方当事者に対する情報開示義務(duty to disclose information)を定めている(DCFR II 3:101)。人的適用領域は消費者契約に限定されないが、義務を負う主体は事業者のみである。事物的適用領域は物品やサービスの供給契約であり、たとえば、パートナーシップ契約などは対象外となる。DCFRは、情報自己責任を出発点として、物品その他の財産またはサービスの「質や性能」に関するもので、かつ他方が与えられることを合理的に期待できるものを情報開示義務の対象とする。⁽³⁾これは、消費用動産売買指令(1999/44/EC)の二条等に由来する規定であると説明されている。⁽⁴⁾消費者契約の場合、「通常の質・性能基準」テストが採用され、供給する財産やサービスが通常の質・性能を備えていれば、とくに開示すべき情報はない。そして、開示すべきとされる情報は、通常の質や性能から逸脱している事

情のほか、新型モデルの近日発売情報や法的規制による利用制約情報なども含まれるという。⁽²⁵⁾ 事業者間契約の場合には、善良な商慣習から逸脱する場合に情報を開示すべきものとされ、消費者契約に比べて開示が要請される場合は少なくなる。

次に、DCFRは、消費者契約のみを対象とする事業者の情報義務を定めている。その一つとして、市場活動（マーケティング）において誤認を惹起する情報を提供しない義務（*duty not to give misleading information*）が業者に課せられている（DCFR II 3:102）。すなわち、物品・サービスの広告その他の販売促進活動において、平均的消費者が提供されることを期待してよい重要な事実（*material fact*）について、事業者が不実の表示（誤った・不正確な情報の提供）をし、または重要な事実に関する情報を欠いている（情報の不提供）という場合に、誤認を惹起する情報提供がなされたことになる。また、営業用の宣伝に契約締結を判断するためのすべての必要な情報が含まれているという印象を消費者に与える場合、実際にそのような情報を含んでいなければならない。この規定は、不正取引方法指令（2005/29/EC）の誤認させる商慣行規制に由来するものである。

さらに、隔地者間契約、タイムシェアリング契約など、契約締結の状況や契約内容を理由に、とりわけ消費者が情報劣位に置かれる契約について、幾つかの消費者保護関連指令において掲げられてきた情報提供対象リスト（商品等の重要な性質、価格、事業者の同意情報、契約条件、撤回権に関する情報等）について、明確な情報を提供する義務（*duty to provide clear information*）が事業者に課せられている（DCFR II 3:102）。

その他、事業者が消費者に電話・チャット等によって営業活動を行う場合の氏名等明示に関する情報提供義務の規定（DCFR II 3:104）、消費者契約に限らずに、契約締結に電子的手段が用いられる場合（メールなどの個人の伝達は対象外）について、電子的手段による契約締結までのステップ、契約条項など提供すべき情報に関する

リストを定める規定 (DCFR II 3:105)、情報提供すべき価格・追加料金、同定情報についての詳細に関する規定 (DCFR II 3:107、DCFR II 3:108) が置かれている。

(g) 情報開示の態様

DCFR第三章において事業者が提供すべきとされる情報は、明確、正確、かつ平易な言葉で示されなければならず、また、特別な方法による伝達が要求される場合には、そのような方法で提供される必要がある。また、隔地者間契約における情報提供の要式についても規定されている (DCFR II 3:106)。

(c) 義務違反の効果 (救済・サンクション) と取消し規定等との関係

義務違反の効果として、まず、DCFR II 3:103条の情報提供義務違反は撤回期間の不起算に結びつく (DCFR II 3:109 (1))。次に、情報義務違反があり、かつ契約が成立した場合、事業者による不正確な情報の付与や開示すべき情報の不開示の結果として相手方が合理的に期待した契約上の債務が発生することとなり、その不履行について、事業者は契約責任を負うとされている (DCFR II 3:109 (2))。そして、契約の成立にかかわらず先に紹介したすべての情報義務違反によって他方当事者に損害が生じたときは、事業者は損害賠償責任を負うこととなる (DCFR II 3:109 (3))。情報義務違反による損害賠償責任と債務不履行を理由とする救済とが競合する場合には、後者が優先する (DCFR II 3:109 (3))。なお、DCFR II 3:109 (3)による救済と錯誤法による取消しという救済との競合は妨げられなく (DCFR II 3:109 (4))。

意思表示の瑕疵に関する規定と情報義務との関係をみると、DCFRは、詐欺的 (相手方を錯誤に陥れようと

しての）不実表示、または、信義誠実および公正な取引もしくは契約締結前の情報提供義務が開示を要求する情報を詐欺的に開示しなかったことよって契約が締結された場合に、詐欺を理由に取消しできるとする（DCFR II 7:205）。また、(i)事実や法律に関する錯誤について（DCFR II 7:201（1））、本質的な事項に関する錯誤であつたかつ相手方がそのことを知っているか、知っていることを合理的に期待されること（DCFR II 7:201（1）（a））、(ii)かつ①相手方が錯誤を惹起したか、②相手方による錯誤状態の放置が信義誠実・公正取引に反するか、③契約締結前の相手方の情報義務違反などによつて錯誤による契約締結が行われたか、もしくは④共通錯誤であることを要件として取消しを認めるが（DCFR II 7:201（1）（b））、(iii)さらに、錯誤が宥恕されない場合や錯誤者によるリスク引き受けがあるような場合、取消しはできなくなるとする（DCFR II 7:201（1）（2））。効果においては、契約改訂に関する規定も用意されている（DCFR II 7:204）。その他、契約交渉の過程で、相手方から与えられた不実の情報を合理的に信頼して契約を締結し、これによつて被つた損害について賠償請求が認められるとされ、これは、当該情報が正しくないことを、相手方が知っているか正しいと信じることに合理的な理由がなく、かつ情報受領者が契約締結の判断のために当該情報を信頼することを、相手方が知っているか知るべきであつたことを要件とする（DCFR II 7:204）。

2 消費者権利指令、共通欧州売買法草案

次に、二〇一一年に示された「消費者権利指令」（Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council on Consumer Rights:CRD）⁽²⁸⁾ および「共通欧州売買法草案」（Proposal for a Regulation of the European

Parliament and of the Council on a Common European Sales Law : CESL⁽²⁹⁾ における情報提供義務および関連する契約責任や取消し規定をみていくことにしよう。

(1) CRD

消費者権利指令は、既存の消費者保護に関する諸指令を統廃合し、完全平準化を目指すという方針の下で起草・公布されたものである。もともと、指令案の段階では、不公正条項指令(93/13/EEC)、消費用動産売買指令(1999/44/EC)、訪問販売指令(85/577/EEC)、隔地者間契約指令(97/7/EC)の統廃合が提案されていたものの、⁽³⁰⁾最終的には、統廃合の対象は訪問販売指令・隔地者間契約指令となり、不公正条項指令と消費用動産売買指令は、既存の指令に若干の修正が加わるにとどまった。

(a) 人的事物的適用領域と情報提供の対象・内容

消費者権利指令は、事業者の消費者に対する情報提供義務について、隔地者間契約または営業所外契約における情報提供義務(CRD Art.6)のみならず、隔地者間契約または営業所外契約を除く消費者契約における情報提供義務(CRD Art.5)を定めている。これは、指令案の段階から提案されていたものであり、この消費者契約に広く設定される情報提供義務の完全調和については、他の指令や国内法で展開している情報提供義務法理との関係で懸念が示されていた。⁽³¹⁾しかし、消費者権利指令は、指令案の構想を維持した。

消費者権利指令六条は、従来の訪問販売指令(85/577/EEC)および隔地者間契約指令(97/7/EC)を引き継ぐものであり、消費者が申込み・契約に拘束される前、事業者は、契約目的の主たる特徴、事業者の同定情報や代

金額その他の契約条件、いわゆる撤回権に関する情報などの列挙事項について情報提供義務を負うものとされる。消費者権利指令五条は、消費者が申込み・契約に拘束される前、当該事情の下で明らかではない限りで、消費者権利指令六条よりも限定された列挙事項について、事業者は情報提供義務を負うとする。しかし、この五条による情報提供義務について、加盟国は日用品取引や現実売買を適用除外とすることができ（CRD Art.5 (3)）、また加盟国は付加的な契約締結前の情報提供義務を定め、維持できるとされており（CRD Art.5 (4)）、情報提供義務について加盟国間での完全調和・平準化は行われなかったことになる。また、そもそも消費者権利指令三条によってこの指令の適用除外とされている取引領域は広く存在する。

(b) 情報提供の態様

情報は、明確かつ分かりやすく消費者に提供する必要がある（CRD Art.5, Art.6）。消費者権利指令の前文理由〔三四〕では、情報提供の際に、事業者は、心理的・身体的・精神的脆弱性や年齢軽率さのためとくに弱い消費者に対する特別の必要性を、事業者は合理的に予見できた範囲で考慮しなければならないが、この特別な必要性の考慮は、消費者保護水準の多様化をもたらしすべきものではないと説明されている。

(c) 義務違反の効果（救済・サンクション）

消費者権利指令における情報提供義務違反の効果については、指令案の段階から、これが明確に規定されず、加盟国に委ねられていることが問題視されていた。⁽³²⁾ 指令でも、撤回権に関する情報の不提供が撤回期間に影響するほかは、義務違反の効果は具体的に定められなかった。

(2) CESL

CESLは、EU加盟国間における越境契約 (CESL Regulation Art.4) としての売買契約 (CESL Regulation Art.5) を主たる対象として、選択できる共通契約法として起草されているものである。EU消費者法をその中に取り込みつつ、売買契約の一生をカバーするような内容を、違反の場合の救済・サンクションとともに規定している。

(a) 人的・事物的適用領域と情報開示の対象・内容

付属文書I (共通欧州売買法の条文を定める部分) では、消費者契約について、まず、隔地者間契約・営業所外契約を締結する際の情報提供義務が置かれ (CESL Art.13 ~ Art.19条)、また隔地者間契約・営業所外契約以外の契約に対する情報提供義務が規定される (CESL Art.20)。この点においては消費者権利指令と同じ構造を有するが、CESLは、事業者間契約に対しても、契約目的物の主要な特徴に関するもので、供給者による保有を期待でき、かつ不開示が信義誠実と公正取引に反するような情報の開示義務に関する規定を置く (CESL Art.23)。そして、電子的手段によって契約が締結される場合についての特則が置かれている (CESL Art.24)。

情報提供義務の対象・内容は、隔地者間契約・営業所外契約を締結する場合には、通信の手段および供給対象に適切な限度で、その給付目的の主要な性質、同意情報、契約条件、撤回権に関する情報など詳細なリストが示され (CESL Art.13)、隔地者間契約・営業所外契約以外の契約の場合、当該事情の下で明らかではない限りで、CESL二三条よりは簡略化されたリストについて情報提供すべきものとされている。そして、事業者に対して開示すべき情報はその要件の立て方から、消費者に対する情報提供よりも限定的なものとなっていると言える

（CESL Art.23）。なお、情報を提供する当事者は情報の正しさ・誤認を招くものではないことについて配慮義務を負うことも規定されている（CESL Art.28）。

（b）情報提供の態様

事業者は、消費者に対して明確かつわかりやすい方法で情報を提供する必要がある（CESL Art.13, Art.20）。

（c）義務違反の効果（救済・サンクション）と取消規定等との関係

上記情報義務違反によって損害が生じた場合、義務違反者の損害賠償責任が規定される（CESL Art.29（1））。また、事業者が付加的料金や費用に関する情報提供を怠ったときには、消費者は支払い責任を負担しないとされる（CESL Art.29（2））。そして、CESL二九条において規定される救済は、意思表示の瑕疵等を理由とする救済に影響を与えないことが確認されている（CESL Art.29（3））。

次に、CESLにおける合意の瑕疵に関する規定である詐欺・錯誤をみると、その要件において情報義務との接合がみられる。相手方を錯誤に陥らせる意図をもって、不実表示が行われ、あるいは信義誠実・公正取引により開示が要請される情報の不開示があった場合、詐欺を理由に取消しできる（CESL Art.49）。また、(i)事実または法律に関する錯誤取消しは、錯誤がなければ当該内容で契約を締結していなかったと認められ、かつ相手方が当該事情を知りまたは知ることを期待し得たことを要件とするほか、(ii)①相手方による錯誤の惹起、②第二章第一節～第四節の情報義務違反によって錯誤による契約を締結させた場合、または③当該錯誤を知りまたは知り得たと認められ、かつ指摘を要請される錯誤にかかわる情報を指摘しないことによって錯誤による契約を締結させ

た場合（ただし、信義誠実と公正取引に照らして、相手方が錯誤を認識し指摘することが要請されることを要する）のいずれかに該当し、(iii)かつ錯誤のリスク引き受けがない場合に認められる（CESL Art.48 (1) (2)）。救済手段としては、取消権を有する当事者は、契約が取り消されたか否かにかかわらず、錯誤、詐欺等によって被った損害について、相手方が当該事情を知りまたは知り得た場合に限り、賠償請求できることも明文化されている（CESL Art.55）。なお、合意の瑕疵を理由とする救済と契約責任に基づく救済は、両立し得るという立場が採用されている（CESL Art.57）。

3 小括

——民事ルールによる消費者契約締結過程の適正化という観点からみたEU法の特徴

(1) 消費者契約における情報（提供）義務

契約締結前の情報義務に関しては、不実情報の積極的提供（不実情報の流通に利点が認められることがなく禁止されるべき）と一定の事情についての情報の不提供（一方当事者に情報提供を負担させるには一定の根拠づけが必要である）という区別は基本的なものであると言われている⁽³³⁾。不公正取引方法指令では、不実情報等により積極的に誤認させる行為と重要情報の不提供により誤認にとどめる行為とが明確に別個の条文（同指令六条、七条参照）において規定されているが、違反の効果は、取消権や損害賠償請求権に直結するものではない。また、この区別が民事ルールにおいて有する意義は明らかではない⁽³⁴⁾。その他の消費者保護関連の諸指令は、不実情報の提供を取り上げておらず、一定の取引に対し、事業者が消費者に対して情報提供すべき比較的詳細なリストを設

定してきた。ACQP・DCFRは、従来の諸指令を取り込みつつ、消費者契約一般や事業者間契約をも適用領域とする情報（提供）義務の制度設計を行っているが、不実情報の提供／重要情報の不提供という区別は、体系的に法制度設計の基礎とされていることは何われず、これはCESLについても同様である。

EU法における消費者契約における情報（提供）義務については、不実情報の提供／重要情報の不提供という区別を重要視すべきかという問題はひとまず置くとしても、従来の指令の取り込みという背景によって、体系化された展開になっていないと評価できるのではなからうか。DCFRにおける物品・サービスの質・性能に関する情報開示義務（DCFR II 3:101）、市場活動において平均的な消費者の誤認を惹起する情報提供の禁止（DCFR II 3:102）そして特定の消費者契約におけるリスト情報の提供（DCFR II 3:103）が相互にどのような関係にあるかは必ずしも明らかではなく、殆ど重複しているとの評価もある。⁽³⁵⁾ 通常基準から逸脱した性能・質が瑕疵担保責任などの契約責任を帰結する（DCFR II 3:109条二項）によって情報不提供等により相手方が合理的に期待するようなった債務が発生する）ケースについては、一方に情報を提供する誘因（契約責任の回避という目的）があれば情報提供を義務として課す必要性は低く、また当該情報が提供されない場合に契約責任によって保護されるのであれば契約締結の判断にとって当該情報の重要度は低くなるという指摘もある。⁽³⁶⁾ そして、CRDやCESLにみられる、消費者契約一般（隔地者間契約・営業所外契約を除く）に対するリスト（標準）化された情報提供義務については、店舗取引などにおける消費者の要保護性の低さからも疑問が提起されているところであり、CESLに対しては、情報過多の問題、契約責任との関係の不明確さ、体系的欠如が批判されているところである。⁽³⁸⁾

個別の事情によって具体化されるような一般条項的な情報提供義務に関する規定を、法と経済分析によって示

される考慮要素を参考に、EU法において規定化することも提案されてきた。⁽³⁹⁾ 事業者に対する情報開示義務を定めるCESL二三条はこのような発想に立っているものと考えられる。本稿の課題から問題となるのは、取引一般に妥当する一般条項的な情報（提供）義務のほかに、消費者契約に特有の情報（提供）義務の規定をどのように形成していくかである。この点、情報の非対称性は消費者契約に特有のものではなく、消費者契約という切り口は、規制対象の限界の不明瞭さという問題を抱えるものの、法的安定性と典型的な情報格差を理由に、大量定型取引性に着目して、標準化された情報提供義務を事業者に履行させるという従来の諸指令の発想は支持できるという見解は存在する。⁽⁴⁰⁾ もっとも、このような観点からの消費者法における情報提供義務の意義づけは、取消権や損害賠償請求権とは結びついていない従来の消費者保護関連の指令を念頭に置くものであることに注意が必要であろう。

EU法の展開を、民事ルールによる消費者契約締結過程の適正化という観点からみた場合、EU法は、いまだ体系的に洗練された形を示すものではないと評価できる。むしろ、現時点で参考となるのは、平均的な消費者に向けられるような情報義務の違反をも含めた広範囲にわたる情報義務違反を、個別消費者の民事的な救済と接合する方向に踏み出している救済の局面での展開である。

(2) 情報義務違反と個別消費者の民事的な救済との結合

まず、DCFR・CESLのいずれもが、情報義務違反と因果関係のある損害が発生する限りで、契約成立にかかわらず、損害賠償請求権を認めている（DCFR II 3:109 (3), CESL Art.29 (1)）。DCFR・CESLに規定されているすべての情報義務違反について、個人の損害賠償請求権という民事救済を帰結する可能性が認められ

ていることになる。

また、DCFRでは、債務の発生および契約責任（DCFR II:3:109（2））を、CESLでは、債務の不発生（CESL II Art 29（2））を、情報義務違反の民事救済として定めている。

そして、DCFRやCESLでは、情報義務違反を、錯誤法を介して取消し規定に結びつけている点が注目される。⁽⁴¹⁾ まず、EU法の錯誤については、PECLが、錯誤者自身の錯誤を主たる理由とする取消しである以上、相手方に同等の帰責性を要求すべきとの観点から、本質的な錯誤であることのほか、相手方による錯誤を惹起する情報の提供、信義誠実・公正取引に反する錯誤の放置、相手方の共通錯誤のいずれかの充足を要求するとともに、錯誤者のみに不注意があり、あるいは自己の情報不足を十分に認識した上でリスクを引き受けたと言えるような場合には、取消しを認めないといった制度構築を示した。この共通錯誤の場合以外は、相手方の帰責性を錯誤無効の要件とする立場は、DCFRやCESLにも引き継がれる。ただし、DCFRは、PECLと異なり、情報の不提供という不作為も含めた情報義務違反によって錯誤が惹起されたことを選択的要件の一つとしており、この錯誤を惹起する情報義務違反は、消費者契約の場合には広く認められることになる。CESLも、DCFRとほぼ同様のコンセプトで錯誤の要件を構築している。ただし、詐欺取消しで要件とされる情報の不開示は信義誠実・公正取引によって当事者に開示が要求される一般条項的な情報開示義務違反を意味しているのに対し、錯誤を惹起する情報義務違反はDCFRやCESLの規定で設定された情報義務の違反を意味していることを指摘することができる。⁽⁴²⁾ また、詐欺の場合は、意見（判断）についても、一定の状況では詐欺取消しの対象となり得ると言われているが、錯誤の対象は事実または法律の錯誤に限定されている。この錯誤と情報義務との接合については賛否両論あったようであり、⁽⁴³⁾ たとえば、情報義務違反の効果として取消しを考える場合、取消法全体

との整合性を保つ意味で錯誤法との接合は有意義であるという評価があるものの、前提となる情報義務違反の範囲が広すぎるのではないかといった問題提起もみられる。⁽⁴⁵⁾ 消費者契約における取消権という観点からみれば、EU法では、情報義務違反があっただけで取消しが基礎づけられているわけではなく、あくまで、錯誤取消しの他の要件が充足されることを前提とするものである。ただし、損害賠償責任においては過失相殺がなされ得る情報義務違反も含めて、錯誤要件における相手方の帰責性を基礎づけるものとなっている。そして、消費者契約に特有の情報義務は、錯誤要件における相手方の帰責性を広く認めることに作用するという位置づけが与えられることになる。

三 日本の消費者契約法における誤認取消権と情報提供義務

1 誤認取消権・情報提供努力義務の特徴と課題

日本の消費者契約法における誤認取消権は、EU法における展開と比較すると、明確に、積極的に不実・不適切な情報が提供される「作為」型と重要情報が提供されない「不作為」型という区別に着目した制度設計を行っている。⁽⁴⁶⁾ もともと、EU法の救済手段は、両類型を含めて、最終的には損害賠償責任規定および錯誤法を介しての取消し規定に結びついていたことからわかるように、作為型・不作為型は異なる救済手段に直結する類型化ではない。しかし、不実情報の流通は広く禁止されてよく、それによって生じた損害を原因者である不実情報の

提供者に負担させることも正当化し得ると考えるが、情報優位者に負担を要求する情報提供の範囲には合理的な制限が加えられるべきであり、違反への制裁を課すには相応の帰責性を要求すべきことを考えれば、作為型・不作為型の区別を法制度構築にあつたての着眼点とすることは肯定してよいのではないか。また、日本の消費者契約法は情報提供の内容・誤認の対象が「事実」か「判断」かも制度設計の着眼点としているが、EU法は、判断・評価の誤りについて民事的救済を与える法制度を構築することには謙抑的である。判断の誤りに救済を与えることの正当化根拠を今一度確認する必要がある。そして、誤認取消権は、取消しという効果を認めるにあたり、消費者の「誤認」を要求することで、民法における意思表示の瑕疵に関する規定の拡張として位置づけられている。EU法も、情報義務違反を取消しという救済に結びつける際には、錯誤法を媒介としていた。契約の効力を否定する法規定の体系的な整合性確保という観点から、このようなコンセプトも基本的には支持できると考えるが、他の観点からの制度設計に関する議論も踏まえる必要がある。以上より、本稿は、消費者契約法の改正を考えるにあたり、現行誤認取消権の基本コンセプトを維持することを出発点とするが、民法との関係を考えて場合に、誤認取消権の存在意義を次の点に見出すべきではないかと考えている。まず、消費者は、事業者に対し情報の収集能力・処理能力において構造的劣位にあり、また相手方の情報操作に誘導されやすい。そのため、実質的な自己決定が確保されにくいことを理由とする救済が正当化される。また、問題の構造化や消費者契約の大量性に着目することから、一定の画一化・標準化された制度設計を行うことも正当化される。たとえば、民法であれば取消しを認めるにあたり個別に充足が要求される要件の一部が当然充足されるような要件が立てられ、あるいは民法では表意者の引きうけるべきリスクが一定の範囲で消費者から事業者に画一的に転嫁され、また事業者にとってもある程度一律の対応を可能とするような要件化が行われることになるのではないか。

情報提供義務については、EU法における展開をみても、これを法的義務として設定するべきであると考えるが、問題は、民法の解釈や立法論として認められる一般条項的な情報提供義務に対し、消費者契約法における情報（提供）義務の必要性・特徴をどこに見出すかである。この点については、EU法の議論にみられた、取引の大量性と義務内容の標準化による法的安定性を踏まえた情報義務という観点が一つの参考とはなる。以下、従来の議論を踏まえて、具体的に検討する。

2 誤認取消権の改正と課題⁽⁴⁷⁾

(1) 勧誘（法四条一項二項）

法四条一項二項の「勧誘」要件について、不特定・多数の者に向けられた広告・パンフレット等は含まれないといった解釈は支持できず、消費者の意思形成に働きかけ得るのであれば、広告等も勧誘に含まれてよいというのが学説の趨勢であり、裁判例も広告・パンフレット等の記載内容を考慮して不実告知等の認定を行っている⁽⁴⁸⁾。EU法においても、錯誤取消しについて、本質的な錯誤であることに加え相手方の帰責性のある行為態様が要件とされ、これには広告などにおける誤認を惹起するような情報の提供も含まれていた（DCFR II 7:201 (1), CESL Art.48）。結果的に、法の要求する事項についての「誤認」がもたらされているのであれば、誤認を惹起する事業者の行為態様が販売促進活動の一環なのか、契約交渉活動の一環のかなどで区別する必要はないと言える。

（２）不実告知における重要事項（法四条一項一号、法四条四項）

法四条一項一号による不実告知取消しにあたっては、法四条四項の重要事項のあり方が、解釈論上も法改正にあたっても議論されている。取消しの対象を大きく左右する要件であるため、不実告知については、この要件を検討の中心に置く。法四条四項によれば、重要事項とは、①契約の目的となるものの内容または取引条件（一号二号）で、かつ②一般平均的な消費者が契約締結について合理的意思形成を行う上で通常認識することが必要とされる重要なもの（柱書き）、である。学説は、①を拡張的に解釈し、あるいは①を例示とするなど、いずれにせよ、①の取引客体の内容・取引条件を厳格に解釈すべきではないというのが趨勢である。⁽⁵⁰⁾ 裁判例も、たとえば、電話機リースに際しての従前の電話機はもう使えない、リフォーム商法における家が危ないといった契約の前提事情にかかわる事項、⁽⁵¹⁾ 宝石の一般的小売価格という比較情報など厳密には契約客体の内容・取引条件とは言えない事項も重要事項と認めている。有力な学説によつて唱えられている、事業者が積極的な行為によつて消費者を誤認させた以上、取消されてもやむをえないという考えからすれば、⁽⁵²⁾ 列挙事由の削除または例示化という方向が支持される。誤認を惹起した不実情報の原因者に広くリスクを負担させてよいという発想である。

①の要件を削除したとして、ここでさらに問われるのは、錯誤無効（民法九五条）に対し、不実告知取消権の存在意義がどこに見出されるかである。錯誤無効の要件である「法律行為の要素」の解釈も議論のあるところであるが、ここでは、③法律行為内容であつて、かつ④その錯誤がなければ表意者は意思表示をせず、通常人もその立場にあればしない重要な部分の錯誤という定義をさしあたり前提とする。法律行為の要素の定義を、重要事項の②と比較した場合、違いが存在するかについて、以下のように見解が分かれる。ひとつは、重要事項は、通常は動機に分類される事項であっても、動機の表示や法律行為内容を問わない点において要素性と違いがある

という評価である。⁽⁵⁴⁾ もう一つは、法律行為の内容化を柔軟に認める立場から、あるいは錯誤においても相手方に不実表示があれば、法律行為内容化を問わなくてよいといった立場などから、不実告知取消規定は、民法九五条によって錯誤無効とできる事態に対し確認的に規定するものにすぎないという評価である。⁽⁵⁵⁾

ところで、法四条四項一号二号の列挙事項の例として消費者庁解説が挙げる、検査の有無、代金支払い時期、配送の有無、契約の解除に関する事項などは、もちろん、消費者の契約締結の判断に通常影響を及ぼすべきものという要件によって絞られることを予定しているものの、内容規制においては一部無効をもたらずにすぎないような付随的取引条件である。ここでEU法に目を転じると、PECL四・一〇三のコメントでは、錯誤取消は、重要 (material) 事項の錯誤であること、すなわち当該錯誤がなくても契約自体は多少異なる条件で締結していたという場合では足りず、錯誤がなければ契約しなかったか本質的に異なる内容となっていたという本質的な事項の錯誤であることが要求されている。錯誤の要素性と不実告知の重要事項性として契約の成否を左右する蓋然性の要求レベルを異ならせるといふ解釈の可能性もあることが示唆されるが、情報格差その他の消費者契約の特性からこのような考え方を根拠づけることは難しく、むしろ、契約の中心部分に影響を与えないような付随条件等に関する不実告知による誤認は、重要事項性を否定して、契約の内容化や不当条項規制のレベルで対処されるべき問題と言えよう。

なお、法律行為の要素と重要事項以外で、要件の違いとして指摘できるのは、錯誤無効では表意者の重過失が問われているが、不実告知取消しでは問題とされていないということである。情報に関する構造的劣位性から、消費者の信頼の正当性を不問としていと理解できる。

錯誤無効規定に対する不実告知取消規定の存在意義は、まずは、消費者が誤認に陥ったことの正当性を具体的

要件として問わない点にあり、消費者契約の典型的な特徴からこういった要件の立て方も説明できると考える。また、民法の錯誤無効について、法律行為の要素の解釈における法律行為の内容化の柔軟な認定や不実表示がある場合に法律行為の内容化を問わないという解釈論・立法論は固まったものではない。したがって、動機の表示・法律行為の内容化を問わない点においても、法四条一項一号の錯誤法に対する存在意義は残る可能性があり、民法の錯誤規定があれば、不実告知規定は不要とは言えないであろう。

（3）不利益事実の不告知（法四条二項）

法四条二項の利益告知が先行する故意による事実不告知取消権については、幾つかの異なる方向での改正案が考えられる。

まず、現行法は、告知された利益事実と密接に関連する不利益事実が故意に告知されない場合に、取消しを認めるものである。このような類型は不実告知に吸収可能といった見解もあるが、事業者の主観的態様をも考慮して不実告知と評価する趣旨であれば、不実告知とは別に要件を設定したほうが明確である。ただし、利益となることを告げて不利益はないと積極的に誤認させるので、誤認の放置が問題となる不作為型の情報提供義務違反より、誤認を惹起する作為型である不実告知に近い。そして、民法との関係では、詐欺の故意や違法性要件を緩和に規定の存在意義があるとすれば、不実告知と同様に、重要事項における法四条四項一号二号の限定を排し、故意要件を過失あるいは少なくとも重過失に緩和することが考えられよう。

さらに、法四条二項の改正のあり方としては、情報提供義務違反による取消権に収斂させる方向も示されている。⁽⁵⁹⁾ ただし、情報提供義務違反を取消しと直結させることについては、これが具体的に提案された場合、すぐに

はコンセンサスが形成できないことが予測される。その原因は、立法過程で示された、事業者にとつての過剰負担の懸念、積極的に誤認を惹起した場合は取消しという効果が相当であるとしても、誤認（ある事実の不知）状態に消費者をとどめたことについて、故意があればともかく、そうでなければ、取消しという制裁を受けるほどの帰責性はないとの考えであろう。もつとも、裁判例をみると、契約客体の性質その他の内容や取引条件についての誤認が問題となっている事例では、利益告知要件や故意要件を厳格に認定せずに取消しを認めるものを確認できる。⁽⁶⁾また、損害賠償責任においても全面的な原状回復が肯定される事例であれば、情報提供義務違反があることをもって取消しという効果を与える事業者の帰責性としては十分とも言える。一部取消し・不当利得返還における減額調整といった取消しの効果の柔軟化には困難があることを前提とした場合、問題は、消費者にも応分の負担を要求せず（過失相殺的な調整を行わずに）、取消しという救済を与えてよい情報提供義務違反をどのよう要件化するかである。契約客体の内容・取引条件は、消費者契約において、事業者が当然保有すべき情報とも言える。かかる情報に関する「事実の不告知」によって、消費者が当該事実について「誤認（不認識）」状態にとどめられ、仮に、当該事実が告知され、誤認状態が解消されていけば、契約を締結しなかったという場合には、平均的な消費者であれば当然知つていべき情報は除いて、取消しを認めてよいのではないか。このように要件を設定すれば、取消しの範囲が不当に拡大することもなく、中心的重要事項（不実告知の場合の拡張した重要事項と区別する意味で中心的重要事項と呼ぶ）については、事業者の対応可能性も高い。現行の法四条四項一号二号に限定したいわば事業者が当然情報を保有しているべき重要事項に係る情報について、故意や利益告知の先行を要件とせずに、事実不告知による誤認取消しを認めてはどうかということである。たとえば、不実告知取消が認められていた比較情報（市場価格）は積極的に不実情報が提供されれば取消しの対象とされよいが、事業

者が他の店や市場の平均的な価格について積極的に情報を提供する必要はないと言えよう。ただし、中心的重要事項に関する事実不告知による誤認類型が錯誤と比較して特有の意義をとどめるかは、さらに検証が必要である。

（４）断定的判断の提供（法四条一項二号）

消費者庁解説によれば、法四条一項二号にいう「将来における変動が不確実な事項」とは、財産上の利得を得るか否かを見通すことが契約の性質上そもそも困難である事項であると説明され、裁判例は、「変動」要件を厳格に解釈することはしないが、投資取引や内職商法など財産上の利得にかかわらず、かつ明確に断定が行われている事例のみを適用対象とする傾向にある。学説では、本来断定できないことを断定している点が問題であるとして、財産上の利得以外の事例への適用を認めるべきという見解のほか、断定的判断の提供は不実告知に取り込み可能といった見解もある。⁽⁶⁴⁾

消費者契約法は、事業者の示す判断を鵜呑みにする消費者について、一方で、消費者の情報に関する劣位、誘導されやすさを考慮し、他方で、断定できないことを断定するという事業者の行為態様の問題性の高さを理由に、本来は表意者が引き受けるべき判断の誤りについて取消し規定を設定する方向に一步踏み出したと言える。その意味では、不実告知に完全に吸収できない事例をもカバーし、詐欺の違法性や故意要件を緩和し、かつ錯誤ではカバーできない領域をカバーするものであろう。そして、断定できないことを断定し、確実と誤認させることが問題というのであれば、財産上の利得が問題となる事例に限定する必要はないと考えられる。比較法的にはこのような取消規定は例をみないが、日本の不当勧誘の実態に鑑み、予防的効果（断定的な判断を提供させないようにする）をも重視した法制度設計の側面もあると言えようか。

(5) 誤認取消権からの脱却

ところで、これまでみてきた「誤認」を要件とする取消権を前提とした法改正にかかわる議論とは異なり、「誤認」取消権からの脱却を図る議論・提案もみられる。

一つは、法四条の取消権に取引公序違反を根拠とする取消権という性格付けを与え、民法九〇条の特則として制度設計をしていくという方向である。⁽⁶⁵⁾この方向については、法四条が扱う事態について、常に取引公序違反が語れるかという問題を指摘でき、E.U法においても、情報に関する不公正な取引方法は、競争法上規制されたとしても、個別の契約の効力否定には直結しないことを指摘できる。

そのほか、法制度設計として、「誤認」を要件とせず、不実告知・重要事項の不告知などを事業者の不当勧誘として捉え、不当勧誘と因果関係のある契約の成立によって、取消しを認める提案がある。⁽⁶⁶⁾消費者契約法の立法過程における中間報告も、情報提供があつたならば、または当該不実告知がなかつたならば、契約締結の意思表示をしなかつた場合に取消しを認めるといった、事業者の作為・不作為と消費者の意思決定の因果関係だけを問題とする法制度設計を提案していた。このような制度設計は、不法行為の原状回復規定の特別規定といった性格づけもできそうであるが、消費者の誤認状態は、結局、不当勧誘と契約成立の因果関係の中に読み込まれるという評価もあり、⁽⁶⁷⁾そうであれば、誤認取消権と異なるものではないということになりそうである。裁判例の運用を見ても、誤認の存在の証明が困難となつて適用を否定される例は確認できないことから、誤認要件を外すことの必要性と妥当性について説明が必要である。

3 情報提供義務と違反の効果

消費者契約法三条が情報提供義務を努力義務として規定したことには、立法当初から批判があり、法的義務としての明文化という方向性が多くの学説から示されてきた。情報提供義務を事業者に課す正当化根拠については、市場原理が機能するための基盤整備という観点から、情報の対等性の確保が公正市場の実現に寄与するものとして、消費者事業者間に存在する情報格差を是正するため、重要事項の情報提供義務を事業者に課すという発想が示されてきた。⁽⁶⁵⁾ そのほか、効率性の観点からの市場整備、協力関係への契約観の転換、社会的信頼を基礎とする事業者責任などの根拠づけが言及されている。⁽⁶⁶⁾

まず、民法において信義則を根拠に損害賠償責任を帰結する情報提供義務が解釈論として認められ、あるいは債権法改正によって民法において一般条項的な情報提供義務が明文化されるのであれば、消費者契約法でこれを明文化することによどのような意義があるのか。また、本稿における考察との関係では、先に検討した中心的な重要事項に関する事実不告知についての誤認取消権（法四条二項の改正）のほかに、消費者契約法において情報（提供）義務を法的義務として明文化する意義が問われる。

情報提供義務違反による損害賠償責任が問われてきたのは、投資取引が多く、また、最判平成二二年三月三日判時二〇七五号三三頁は、将来の金の価格が重要事項にあたるかが問題となった事例で、法四条二項による取消しを否定したが、この事案については、安易な相場観の提供が不法行為責任を帰結する可能性が指摘されている。⁽⁷⁰⁾ ここでは、不相当な判断の提供によって、消費者の判断をミスリードする場面も、情報提供義務違反で対応する可能性が示されている。また、比較法に目を転じると、たとえば、DCFR II 三：一〇二条は、誤認を惹

起する情報提供が行われた場合、契約の成否にかかわらず、生じた損害について事業者が賠償責任が認められるとされていた（DCFR II:3:109）。損害賠償責任構成は、このような取消しでは導けない効果、契約不成立の際にも無駄になった費用の賠償責任が認められ、また、現状回復的な損害賠償においても過失相殺による調整が可能であるからこそ、事業者の責任が肯定されやすくなる現状がある。たしかに、DCFRやCESLの錯誤取消し規定では、過失相殺が行われるような情報義務違反も含め、錯誤の要件の一つである相手方の帰責性が根拠づけられることになっているが、錯誤が宥恕されない事情や錯誤リスクの引き受けを考慮することによって、錯誤者の帰責性をも考慮できる枠組みとなっており、それほど容易に取消しは認められない。

そうであれば、取消しという効果を付与する情報義務違反は、先に検討した誤認取消権として整備することを前提としたうえで、損害賠償責任という効果に結びつく法的義務としての情報義務を消費者契約法にも明文化することが考えられる。その際、個別事情を勘案する一般条項的な情報提供義務が、民法において、解釈論的にも立法論的にも手当てされるとすれば、消費者契約法においては、平均的な消費者を基準に、事業者側にも多数顧客を相手に定型的な対応を可能とする、作為型不作為型を含めた情報義務規定を置くことが考えられるのではないか。具体的な要件の立て方についてはさらに検討を要するが、契約締結の判断に影響を与え得る不実情報の提供や重要情報の不提供のみならず、断定に至らない不相当な判断の提供についても、情報義務違反に該当し得るものとして、損害賠償責任を負わせる規定を消費者契約法に設けることが一つの案として考えられる。この場合、EU法にみられるような提供すべき情報リストの羅列は、情報過多をもたらし、消費者の情報処理に問題をきたすことが懸念されるため、採用すべきではなからう。もともと、民法七〇九条の活用度の高い日本において、損害賠償責任に結びつく消費者契約における特別の情報義務規定が必要かは、消費者側の立証責任面でのメリット

や立証負担軽減の具体的な手当ての可能性を含め検討を要する。

4 今後の検討課題

本稿の考察は、消費者契約法の改正に向けての叩き台的なものにとどまっている。たとえば、消費者契約法における現行誤認取消権の基本的なコンセプト、作為（誤認惹起）型・不作為（誤認放置）型という着眼点をまずは維持して取消し要件を考察してきたが、両類型を区別する意義についてはより踏み込んだ検討が必要である。また、合意の瑕疵の拡張としての「誤認」取消権というコンセプトについても、取消法との整合性という観点から維持する方向を示したが、「誤認」を要件としない法律制度設計の採否についても、より理論的な検討を深めておく必要がある。また、情報（提供）義務については、「平均的な消費者基準」による標準化された情報義務を損害賠償責任という効果とともに導入する方向を、あり得る一つの選択肢として示したが、消費者契約法においても、個別の事情を反映する一般条項的な情報提供義務を設定し、効果論として取消しに結びつけるべきではないかといった意見は当然予測される。消費者・消費者契約概念、消費者法制の意義も含め、検討を深める必要があると考えている。

注

- (1) 消費者庁企画課編『逐条解説 消費者契約法（第二版）』（商事法務、二〇一〇年）六一三頁以下。
- (2) 国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法評価検討委員会『消費者契約法の評価及び論点の検討等について（平成一九年八

- 月)、消費者庁『平成二三年度 消費者契約法(実体法部分)の運用状況に関する調査結果報告(平成二四年六月)』。
- (3) 松本恒雄ほか「日本私法学会シンポジウム資料・消費者契約法の二〇年」NBレ九五八号(二〇一一年)一八頁以下、九五九号(二〇一二年)一〇頁以下、同「日本私法学会シンポジウム・消費者契約法の二〇年」私法七四号(二〇一二年)四頁以下。
- (4) 日本弁護士連合会『消費者契約法日弁連改正試案』(二〇一二年二月一六日版)など。
- (5) 民法(債権法)改正の動向については、さしあたり、商事法務編『民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』(商事法務、二〇一三年)、明『商事法務、二〇一一年)、商事法務編『民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明』(商事法務、二〇一三年)、内田貴『民法改正のいま 中間試案ガイド』(商事法務、二〇一三年)を参照。初期の議論において、消費者・事業者概念、消費者契約に特有の規律を民法典に取り込む可能性などが検討された。
- (6) 作業チームによる調査報告は、消費者委員会『消費者契約法に関する調査作業チーム』論点整理の報告(平成二五年八月)として公表されており、補論も含めたとりまとめが、河上正二編『消費者契約法改正への論点整理』(信山社、二〇一三年)として出版されている。
- (7) 本稿では、提供すべきではない不適切な情報が提供された場合、および提供すべき情報が提供されなかった場合を合わせて「情報義務」違反がある場合という言葉で表現し、情報提供義務という言葉は、後者の事業者の不作为を問題とする場面で用いることとして、便宜上、区別する。
- (8) 消費者庁企画課・前掲注(1)一〇七頁、山本敬三「消費者契約法の意義と民法の課題」民商一二三巻四・五号(二〇〇一)五一〇頁。
- (9) 潮見佳男『契約法理の現代化』(有斐閣、二〇〇四年)四五三頁以下〔初出、二〇〇一年〕。
- (10) 山本敬三「消費者契約法の改正と契約締結過程の規制の見直し―誤認による取消しの現況と課題」平野仁彦ほか編『現代法の変容』(有斐閣、二〇一三年)三四四頁〔初出、二〇一二年に加筆・修正〕は、このような現況認識の下、不利・益事実不告知取消権

- の位置づけや事実の言明と判断の提供の質的な差異を確認・検討している。
- (11) 後藤巻則「契約締結過程の規律の進展と消費者契約法」NBL九五八号（二〇一一年）三三三頁参照。
- (12) 本稿では、EU法という言葉を用いて公布・公表されている指令、オプシオン法、モデル法、それらの法案すべてを含む概念として用いることとする。
- (13) Ole Lando / Hugh Beale (ed.), *Principles of European Contract Law, Parts I and II*, 2000. 翻訳として、潮見佳男ほか監訳『ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ』（法律文化社、二〇〇六年）。
- (14) Acquis Group, *Principles of the Existing EC Contract Law, Contract II*, 2009.
- (15) Christian von Bar / Eric Clive (ed.), *Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law Draft Common Frame of Reference Full Edition*, 2009. なお、アウトライン版と完全版とは内容が異なる部分もあるが、本稿では、完全版のみ取り上げる。翻訳として、窪田充見ほか監訳『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則 共通参照枠草案（DCFR）』（法律文化社、二〇一三年）。
- (16) 一九八〇年代以降、EUは、消費者契約の部分領域に対し、指令という形で、EU加盟国の消費者法制について、最低限の調和を獲得してきた。各指令の中で、消費者者に対し事業者が負う契約締結前の情報提供義務が規定されてきた。たとえば、訪問販売指令（85/577/EEC）、消費者信用指令（87/102/EEC）、パック旅行指令（90/314/EEC）、タイムシェアリング指令（94/47/EEC）、隔地者間契約指令（97/7/EC）、消費用途産売買指令（1999/44/EC）、消費者金融サービス通信販売指令（2002/65/EC）などである。提供すべき情報の対象・内容は指令ごとに異なるが、たとえば、事業者の同定情報、商品・サービスの本質的特徴、契約期間・期限、価格その他の費用、撤回権に関する情報など契約に係る細目にわたる。もともと、義務違反の効果として、撤回権（クーリングオフ権）行使期間の不起算を帰結する場合を除き、救済や制裁の具体化は各国に委ねられる状況であった。
- (17) PECL 4:107 Comment B, Notes 2.

- (18) 錯誤の効果は取消しであるが、相手方が取消権者の理解していた内容で契約を履行する意思を有し、または現に履行するときは、取消権者の理解した内容で契約が締結されたものとみなすという契約内容の改訂に関する規定も用意されている (PECL 4:105)。
- (19) PECL 4:103 Comment C.
- (20) PECL 4:103 Notes 2.
- (21) PECL 4:106 Comment C.
- (22) DCFRにおける契約締結前の情報提供義務については、大中有信「共通準拠草案における契約締結前の情報提供義務 (1) (2完) ドイツ法におけるヨーロッパ契約法に関する議論の一端」法政法科大学院紀要五巻一五七頁、六巻一四七頁において、DCFRに至るまでの欧州議会や欧州委員会の動きも含めた紹介・検討が行われている。
- (23) DCFR II 3:101 Comment A.
- (24) ACQP 2:201 A; Florian Faust, Informationspflichten, in: Reiner Schulze et. (ed.), *Der akademische Entwurf für einen Gemeinsamen Referenzrahmen Kontroversen und Perspektiven*, 2008, S.117. 消費用動産売買指令第二条は、消費用動産が契約に適合する場合について規定しており、ここでは、売主の説明に合致した品質を有する場合や、売主などによる不特定多数の者への説明などを勘案し、消費者が合理的に期待できる品質性能を有し、かつその内容が契約締結までに訂正されなかった場合などを、契約適合性が推定される場合として挙げている。
- (25) DCFR II 3:101 Comment B.
- (26) DCFR II 3:101 Comment C.
- (27) 契約上の債務の発生という情報提供義務違反の効果については、大塚哲也「欧州私法における情報提供義務違反に対する新たな救済」法政政治学論究九六号 (二〇一三年) 一〇七頁以下参照。

- (28) OJ304:22.11.2011,p.64. 消費者権利指令の翻訳として、和久井理子「消費者の権利に関する欧州議会・理事会指令 2011/83/EU号（二〇一一年一〇月二五日）」（<http://studylaw.web.fc2.com>）、寺川永＝馬場圭太＝原田昌和訳「二〇一一年一〇月二五日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令」関西大学法学論集六二巻三号（二〇一二年）四三六頁以下。
- (29) COM (2011) 636final. 共通欧州売買法草案の翻訳として、和久井理子「欧州共通販売法に係る欧州議会及び理事会規則（案）（二〇一一年一〇月二五日）」（<http://studylaw.web.fc2.com>）、内田貴監訳『共通欧州売買法（草案）共通欧州売買法に関する欧州議会および欧州理事会のための提案』別冊NBL二四〇号（二〇一二年）。
- (30) 右近潤「消費者の権利に関する欧州議会及び理事会の指令に関する提案（試訳）」京都学園法学二〇〇九年一二三号七一頁。
- (31) Luc Grynbaum, Pre-contractual information duties: the foreseeable failure of full harmonisation, in : Hans Schulte Nölke / Luboš Tichý (ed.), Perspectives for European Consumer Law, 2010, S.9.; Fryderyk Zoll, Der Entwurf des Gemeinsamen Referenzrahmens, in : Michael Stürmer (ed.), Vollharmonisierung im Europäischen Verbraucherrecht ?, 2010, S.137.
- (32) Grynbaum,Fn.31,S.10.
- (33) Florian Faust / Hans Christoph Grigoleit, Informationspflichten: Grundlegende Weichenstellungen, in: Horst Eidenmüller et.,Revision des Verbraucher-acquis, 2011, S.195f.
- (34) 潮見・前掲注(9)四五頁参照。
- (35) Faust, Fn.24, S.130. 大中・前掲注(22)法政法科大学院紀要第六卷第一号五八～五九頁参照。
- (36) Florian Faust, Generalklausurartige Aufklärungspflicht, in : Horst Eidenmüller et., Revision des Verbraucher – acquis, 2011, S. 206f.
- (37) Dirk Looschelders, Informationspflichten des Unternehmers und Widerrufsrecht des Verbrauchers, in : Oliver Remien et. (ed.), Gemeines Europäisches Kaufrecht für die EU, 2012, R22.

- 38) Brigita Zöchling-Jud, *Acquis-Revision*, *Common European Sales Law und Verbraucherrechtsrichtlinie*, ACP 212 (2012) 550, 560ff.
- 39) Faust, Fn.36, S.204-205.
- 40) Hans Christoph Grigoleit, *Die Aufklärungspflichten des acquis*, in: Horst Eidenmüller et, *Revision des Verbraucher-acquis*, 2011, S.230.
- 41) 錯誤と情報提供義務違反に関する近時の国際的潮流については、鹿野菜穂子「契約における錯誤と情報提供義務―錯誤規定をめぐる近時の潮流（PECL、PICC、DCFR）と日本法―」法学研究八四卷一二号（二〇一一年）三七二頁以下に詳しい分析がある。
- 42) DCFR II 7:201 Comment F; DCFR II 7:205 Comment F.G.
- 43) Hugh Beale/ Geraint Howells, *Pre-contractual Information Duties in the Optional Instrument*: in Reiner Schulze et. (ed.), *Towards a European Contract Law*, 2011, S.62.
- 44) Faust, Fn.39, S.204-205.; Auch Vgl. John Cartwright/ Martin Schmidt-Kessel, *Defects in Consent: Mistake, Fraud, Threats, Unfair Exploitation*, in: Gerhard Dannemann et. (ed.), *The Common European Sales Law in Context Interactions with English and German Law*, 2013, S.394.
- 45) Nils Jansen/ Reinhard Zimmermann, *Vertragsschluss und Irrtum im europäischen Vertragsrecht Textstufen transnationaler Modellregelungen*, ACP 210 (2010) 243.
- 46) 現行消費者契約法は、①不当干渉排除による自己決定の実質化への要請と、②支援による自己決定の実質化への要請のうち、②への手当てが不十分であることについては、拙稿「消費者取消権」法時八三卷八号（二〇一一年）一六頁で指摘しているところである。
- 47) 法四条の裁判例については、宮下修一「消費者契約法4条の新たな展開（一）〜（3）・完〜」「誤認類型」・「困惑類型」をめぐる議論と裁判例の動向―」国民生活研究五〇巻二九一頁、五〇巻三号二二頁、五〇巻四号三八頁（二〇一〇年〜二〇一一年）

- と消費者庁・前掲注(2)の判例調査部分を参照。
- (48) 消費者庁企画課編・前掲注(1)一〇八頁。
- (49) 池本誠司「不実の告知と断定的判断の提供」法セミ五四九号（二〇〇〇年）一九頁以下、山本豊「消費者契約法（2）——契約締結過程の規律」法教二四二二号（二〇〇〇年）八九頁、山本敬三・前掲注(10)三二六頁以下、京都簡判平成一四・一〇・三〇消費者法ニュース六〇巻五七頁「仲裁センターパンフレット」、東京地判平成一七・二一・八判時一九四一号九八頁「パチンコ攻略法広告など」。
- (50) 沖野真巳「契約締結過程の規律と意思表示論」『消費者契約法——立法への課題（別冊NBL五四号）』（一九九九年）三九頁、池本・前掲注(49)二〇頁、山本敬三・前掲注(8)五一三頁、道垣内弘人「消費者契約法と情報提供義務」ジュリ一二〇〇号（二〇〇一年）五一頁以下。
- (51) 神戸簡判平成一六・六・二五 WestlawJapan2004W1JPCA06256001（電話機リース）、東京地判平成一七・三・一〇 WestlawJapan2005W1JPCA03100009（床下換気扇販売）。
- (52) 大阪高判平成一六・四・二二消費者法ニュース六〇号一五六頁。
- (53) 山本敬三・前掲注(8) 513頁。
- (54) 山本豊・前掲注(49)九一頁。
- (55) 佐久間毅『民法の基礎——総則（第三版補訂版）』（有斐閣、二〇一二年）一五六頁～一五七頁参照。
- (56) 商事法務編・前掲注(5)「中間試案」一三頁以下参照。
- (57) 山本敬三「民法における『合意の瑕疵』論の展開とその検討」棚瀬孝雄編『契約法理と契約慣行』（弘文堂、一九九九年）一六七頁以下。

- (58) 山本敬三・前掲注(10)三三二頁以下。
- (59) 後藤・前掲注(1)三五頁以下、山本敬三・前掲注(10)三三二頁以下。
- (60) 神戸簡判平成一四・三・一一 WestlawJapan2002WLJPC/A03126002（歌手コース変更時の月謝の値上げを告げなかった事案で、最初の演劇コースの月謝を利益告知としている）、東京地判平成二二・六・一九判時二〇五八号六九頁（一般的に医学的に承認されていない術式であることを告げなかった）など。
- (61) 山本敬三・前掲注(10)三三四頁は取消しの効果の柔軟化を検討している。
- (62) 消費者庁企画課・前掲注(1)一一五頁。
- (63) 山本敬三・前掲注(10)三四〇頁以下。
- (64) 後藤・前掲注(1)三三頁、事実と評価の二分法に疑問を提起する分析として、牧佐智代「断定的判断の提供法理について（2）完——投資取引をめぐる我が国裁判例を素材として——」北大法学論集六一巻二号（二〇一〇年）一一二頁以下参照。
- (65) 千葉恵美子「消費者取引における情報力の格差と法規制——消費者法と市場秩序法の相互関係に着目して——」現代消費者法一二号（二〇一二年）七〇頁以下。
- (66) 日本弁護士連合会・前掲注(4)参照。
- (67) 沖野真巳「消費者契約法（仮称）」の一検討（3）NBL六五四号（一九九八年）五〇頁の分析を参照。
- (68) 後藤・前掲注(1)三四頁以下。
- (69) 沖野・前掲注(50)三八頁。
- (70) 黒沼悦郎「判批」金商一三三四号（二〇〇九年）一一頁、宮下修一「判批」国民生活研究五〇巻一号（二〇一〇年）八八頁、角田美穂子「判批」民商一四四巻一号（二〇一一年）一〇三頁など参照。